

転出される方へ

項目	転出時の手続き	窓口	注意事項
認可保育施設又は幼稚園に通われるお子さんがいる方	<ul style="list-style-type: none"> 転出することを必ず園に伝え、原則電子申請にて退所の届出をしてください。 	こども支援課 ふれあいの里1階 ☎23-5177	
小・中学校に通われるお子さんがいる方	<ul style="list-style-type: none"> 転校することを今までの学校に伝え、転校に必要な書類【<u>転学生徒(児童)教科用図書給与証明書等</u>】を学校からお受け取りください 	今まで通っていた学校	転入届時に新しい学校での手続き方法を確認してください 引き続き米子市内の学校に就学を希望される場合は、学校教育課(ふれあいの里1階 ☎23-5433)までお問い合わせください
国民年金に加入されている方	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金1号に加入されている方で、国外に転出される場合は国民年金の資格喪失届が必要です また、日本国籍の方は、申出により任意加入ができます 国民年金1号以外の方は特に手続きの必要はありません 	保険年金課 本庁1階⑤番窓口 ☎23-5142	任意加入は、遡っての加入はできません
新住所地では	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金に加入されている方は、新住所地の市区町村役場でお尋ねください 		
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> 特に手続きの必要はありません 	障がい者支援課 本庁1階⑨番窓口 ☎23-5153 ☎23-5159 ☎23-5544 ☎23-5545	
特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当受給者の方	<ul style="list-style-type: none"> 特に手続きの必要はありません 		
自立支援医療受給者の方	<ul style="list-style-type: none"> 特に手続きの必要はありません 		
障害福祉サービス受給者の方	<ul style="list-style-type: none"> 特に手続きの必要はありません 		
新住所地では	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、新住所地の市区町村役場でお尋ねください 特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当受給者の方は、新住所地の市区町村役場でお尋ねください 自立支援医療受給者の方は、新住所地の市区町村役場でお尋ねください 障害福祉サービス受給者の方は、新住所地の市区町村役場でお尋ねください 		
マイナンバーカードをお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> 転出証明書の発行が必要なときは窓口で職員にお尋ねください 新住所地で転入手続きの際には必ずお持ちください 国外転出をされる方でマイナンバーカードをお持ちの場合は、継続利用の手続きをされるか、マイナンバーカードを返納してください 	市民一課 本庁1階④番窓口 ☎23-5144	新住所地で継続利用の手続きをしないと、カードの効力は自動的に失効します
電子証明書を登録されている方	<ul style="list-style-type: none"> 署名用電子証明書(e-Tax等用)の効力は、転出と同時に失効します 利用者証明用電子証明書は新住所地で継続利用の手続きが必要です 	※ 転出届をされた時点で、コンビニ交付サービスは利用できなくなりますのでご注意ください	
新住所地では	<ul style="list-style-type: none"> 新しい住所に住み始めてから14日以内に転入届をしてください。14日を過ぎるとカードが失効します。 転入届をしてから90日以内にカードの継続手続きをしてください。 		
マイナンバーカードを申請中の方	<ul style="list-style-type: none"> 米子市での申請は取り消しになりますので、新住所地で再度申請が必要です 	市民二課 本庁1階⑳番窓口 ☎21-8574	申請書の入手方法等、詳しくは新住所地でお尋ねください
印鑑登録証をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> 転出日(予定日)をもって印鑑登録は自動的に廃止となります 失効した印鑑登録証は、返却または破棄してください 	市民一課 本庁1階④番窓口 ☎23-5144	印鑑登録証明書については、転出予定日の前日まで取得が可能です (ただし、コンビニ交付サービスの利用はできません)

転出される方へ

項 目	転出時の手続き	窓 口	注意事項
本人通知制度 登録者の方	・引き続き通知をご希望の方は登録変更の届け等を提出してください	市民一課 本庁1階④番窓口 ☎23-5141	くわしくは市民一課にお問い合わせください

【その他の手続き】

項 目	転出時の手続き	窓 口	注意事項
市営住宅から 転出される方	・異動等の手続きが必要です	鳥取県住宅供給公社 西部事務所 糺町1丁目160番地 ☎21-8806	鳥取県住宅供給公社 (鳥取県西部総合事務所3号館1階)にお問い合わせください
市営墓地 (南公園・北公園・淀江墓苑) 使用者の方	・市営墓地使用者の住所変更手続きをしてください (※ただし、南公園墓地内の西念寺・善證寺区画をご使用の方は、直接お寺にお問い合わせください)	建設企画課 糺町庁舎2階(糺町1丁目160番地) ☎23-5529 または おくやみコーナー 本庁1階⑩番窓口 ☎21-7462 または 地域生活課 淀江支所1階 ☎56-3112	手続きに必要なものについては、左記窓口へお問い合わせください(墓地使用許可証が必要になります)
納税について	・転出された後に納付期限が到来する場合がありますので、納付の確認をお願いします ・ <u>国外へ転出される方は、事前納付、もしくは納税管理人選定の申告をしてください</u>	収納推進課 本庁2階 ☎23-5102	市県民税は1月1日を基準に、米子市で課税されます 転出後もご納付をお願いします ※市税が未納にならないようご注意ください
市県民税について	・市県民税(住民税)は、1月1日現在の住所地で課税されることになっており、原則手続きは必要ありません ・ <u>国外へ転出される方は、必ず納税管理人の申告をしてください</u>	市民税課 本庁2階②番窓口 ☎23-5114	所得証明書は1月1日にお住まいだった住所地の市区町村役場で取得してください(詳しくは、市民税課へお問い合わせください)
軽自動車税について 原動機付自転車 (125cc以下のバイク)等を登録 されている方	・原動機付自転車(125cc以下)等をお持ちの方は廃車手続きをして廃車証明書をお受取りください	市民税課 本庁2階②番窓口 ☎23-5111	必要なもの ・ナンバープレート ・本人確認書類 ・標識交付証明書
新住所地では	・引き続き125cc以下のバイクを使用される場合は、新住所地の市区町村役場で標識交付の手続きをしてください 必要なもの ・廃車証明書等 ※その他くわしくは新住所地にご確認ください		
固定資産税について	・市内にお住まいの方が納税の管理をされる場合は、納税管理人選定の申告をしてください ・ <u>国外に転出される方は必ず申告をしてください</u>	固定資産税課 本庁2階 ☎23-5112	納税管理人を選定されない方の納税通知書等は、転出後のご住所地に送付します
郵便物の転送 届出	・「転居届」をポストへ投函してください	米子郵便局 米子市弥生町10 ☎34-5150	「転居届」用紙は、市民一課窓口にもあります
二十歳を 迎えられる方	・米子市二十歳を祝う会(例年1月3日開催)に出席を希望される方は、出席される会の前年の8月1日から11月末日までに、米子市ホームページから電子申請にて案内状の送付申込をしてください	生涯学習課 本庁4階 ☎23-5442	くわしくは生涯学習課にお問い合わせください 
上水道	・ご使用を中止されるときは、使用中止の届出が必要です (遅くとも3、4日前までに)	米子市上下水道局お客さまセンター 米子市車尾南2丁目8-1 ☎32-9917	米子市上下水道局ホームページでも事前受付しています
下水道 ・公共下水道 ・農業集落排水		事前にお電話でご連絡ください	
新住所地では	・新住所地で手続き方法をご確認のうえ、使用開始の届出をしてください		

転出される方へ

項 目	転出時の手続き	窓 口（お問い合わせ先）
犬を飼われている方 (犬を連れて転出される方)	<ul style="list-style-type: none"> 米子市では必要な手続きはありません マイクロチップを装着している場合は、環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトで登録事項の変更手続きを行ってください 	環境政策課 米子市クリーンセンター2階 ☎23-5257 河崎3280-1
新住所地では	<ul style="list-style-type: none"> 犬の所在地変更及び犬の鑑札引換え交付等の手続きが必要です 詳しくは新住所地の市町村役場でお尋ねください 	
犬を飼われている方 (犬を米子市に残して転出される方)	<ul style="list-style-type: none"> 犬の飼い主変更等の手続きをしてください (手続きは、新しい飼い主が行ってください) マイクロチップを装着している場合は、環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトで登録事項の変更手続きを行ってください この場合、米子市の窓口での手続きは不要です マイクロチップを装着していない場合は窓口で手続きをしてください 	環境政策課 米子市クリーンセンター2階 ☎23-5257 河崎3280-1 または 市民二課 市役所本庁 1階⑩番窓口 ☎21-5853 または 地域生活課 米子市淀江支所1階 ☎56-3112 淀江町西原1129-1

【転出証明書について】

交付した転出証明書の内容に変更があったり、転出を取りやめる場合には以下のとおり手続きをしてください

転出先の住所が変更になった場合	<ul style="list-style-type: none"> 新住所地の市区町村役場で転出証明書の内容が変更になったことを申し出てください
転出証明書を紛失した場合	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認ができる書類（例：運転免許証、マイナンバーカード等）を持って、米子市役所市民一課④番窓口または淀江支所地域生活課で再交付の手続きをしてください
転出を取りやめる場合	<ul style="list-style-type: none"> 転出証明書と本人確認ができる書類（例：運転免許証、マイナンバーカード等）を持って、米子市役所市民一課④番窓口または淀江支所地域生活課で転出取消しの手続きをしてください

【外国人住民のかたへ】

新住所地では	<ul style="list-style-type: none"> 特別永住者証明書・在留カード等が必要です。転入の手続きの際は転出証明書とともに提示してください 外国人住民が世帯主である世帯に、転入される際、その世帯主と関係が分かる資料が必要な場合があります。詳しくは新住所地の市町村役場へお尋ねください
--------	--

【海外に転出されるかたへ】

海外へ転出された方が帰国される場合	<ul style="list-style-type: none"> 帰国して転入の手続きをする際にはパスポート・戸籍謄本・戸籍の附票が必要になります (本籍地に転入される場合は、戸籍謄本・戸籍の附票は必要ありません)
-------------------	--

【その他問い合わせ先】

電 気	電話（移設）
中国電力 米子営業所 ☎0120-211-476	NTT西日本 ☎116

※ 米子市の情報は米子市ホームページ
(アドレス: www.city.yonago.lg.jp)でもご覧いただけます。

(令和8年3月作成)



米子市グリーン購入適合紙を使用しています